

6	教育庁	学校と家庭の連携推進事業
事業概要	<p>学校生活において課題の見られる児童・生徒の立ち直りを図るため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒等に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置するなど、地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築し、学校と家庭が連携して子供の健全育成を推進する（平成23年度新規事業）。</p> <p>(1) 学校に「学校と家庭の連携推進会議」を設置 学校の管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員として、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換と対応を協議</p> <p>(2) 「家庭と子供の支援員」及び「スーパーバイザー」を学校に配置し、子供と保護者を支援 「家庭と子供の支援員」(児童・民生委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など)と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供を行う。 対応が困難なケースなどに対しては、「スーパーバイザー」(弁護士・医師・臨床心理士など)が助言する。</p>	
これまでの経過	<p>都教育委員会は、区市町村教育委員会及び学校と連携を図り、児童・生徒の健全育成を推進するための各種事業を実施してきている。</p> <p>健全育成を図るための人材活用を図った主な取組は、次のとおりである。</p> <p>(1) スクールカウンセラー活用事業 (2) スクールソーシャルワーカー活用事業 (3) アドバイザリースタッフ派遣事業 (4) 「問題行動サポートスタッフ」派遣事業</p>	
現在の進行状況	<p>平成23年度、都内公立小学校49校、公立中学校85校で「家庭と子供の支援員」を活用して、学校生活において課題の見られる児童・生徒等に直接関わりるとともに、保護者からの相談に応じるなど、児童・生徒の健全育成に積極的に取り組んでいる。</p>	
今後の見通し	<p>平成23年度に「家庭と子供の支援員」を活用した学校については、平成24年度も継続して取り組む予定となっている。</p>	
問い合わせ先	教育庁 指導部 指導企画課	電話 03-5320-6888